審判員及び役員の帯同制に関する派遣要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、北海道トランポリン協会規約第 4 条に基づき、北海道ジュニア選手権 大会・北海道選手権大会・北海道年齢別選手権大会を運営するにあたり、大会開催地の経 費の負担及び競技役員の人員確保を軽減するため、必要な事項を定めるものである。

(派遣数)

- 第2条 前条の大会に選手を参加させる団体は、次のとおり審判員及び役員を派遣しなくて はならない。
- 2 帯同制審判員

審判の帯同は審判義務講習を受講し、各地区の大会を I 回以上経験した者を帯同審判とすること。また、2種以上は2年以内に審判講習会で研修したか、全道規模以上で審判業務に就いたものが望ましい。

- (1) 出場者2名以上5名までは、 審判員1名
- (2) 出場者 6 名以上 1 4 名までは、審判員 2 名
- (3) 出場者 | 5名以上は、 審判員3名
- 3 帯同制役員 (スポッター兼 感染防止役員)
 - (1) 出場者5名以上7名までは、 役員 | 名
 - (2) 出場者8名以上10名までは、 役員2名
 - (3) 出場者 | |名以上 | 4名までは、役員3名
 - (4) 出場者 | 5名以上は、 役員 4名

(報 告)

- 第3条 帯同制審判員及び帯同制役員の氏名については、大会参加申込時に大会事務局まで報告しなくてはならない。
- 2 帯同制審判員については、日本体操協会公認の審判員でなければならない。 審判業務にあたるものは、大会前日までに日本体操協会へ審判員登録を完了していなければならない。
- 3 帯同制役員については、極力高校生以上の男性を派遣しなければならない。また、消 毒作業を行う。服装は競技規則(6.7)に準ずる服装であること。(運動着・運動靴)

(違約金)

- 第4条 帯同制審判員を派遣できない団体は違約金として審判員 | 名につき2万5千円を 参加申込手続きと同時に大会事務局まで納入しなければならない。
- 2 同様に帯同制役員においては、 | 名につき | 万円を納入しなければならない。
- 3 帯同制審判員において | 日のみの出役の場合、 | 万5千円を納入するものとする。

(経 費)

- 第5条 帯同制審判員及び帯同制役員の派遣に関する旅費等の経費は、各団体で負担する ものとする。
- 2 大会期間中の昼食は、大会開催地で負担するものとする。
- 3 協力審判員には日当を、派遣審判員には旅費及び日当を支払うものとする。

(その他)

- 第6条 参加人数等の関係上、それぞれの派遣人数が必要数より下回った場合の対応
 - (I) 審判員が I 8名を下回った場合は、開催地が下回った人数の確保を道協会審判部と協議の上、責任をもって行なうものとする。
 - (2) 帯同制役員が24名を下回った場合は、開催地で下回った人数を確保するものとする。
- 2 参加人数等の関係上、それぞれの派遣人数が必要数を上回った場合の対応
 - (I) 審判員が I 8名を上回った場合は、北海道協会審判部と開催地で協議の上、上回った審判は交代で審判業務を行うか、審判員以外の競技役員の業務を行なう。(本部記録・フロアマネージャー・スポッター・審判補助員・感染防止役員等)
 - (2) 帯同制役員が24名を上回った場合は、開催地で協議の上、上回った役員は交代でスポッター業務に就くか、スポッター以外の競技役員の業務を行なう。(本部記録・フロアマネージャー・審判補助員等)

附則

- I この要綱は、平成26年2月9日から施行する。
- 2 帯同制審判員及びスポッターに関する派遣要綱(平成 I I 年 4 月 I 日制定)は廃止する。
- 3 この要綱は、平成27年4月 | 日から適用する。(一部改正)
- 4 この要綱は、平成3 | 年4月20日から適用する。(一部改正)
- 5 この要綱は、令和3年5月 | 日から適用する。(コロナ禍においてスポッターを帯同制役員と改正。帯同制役員はスポッターと感染防止役員を兼務する。)
- 6 この要綱は。令和4年2月5日から適用する。(派遣数改正)